

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東近江土木事務所管内の2市3町2町が、国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、琵琶湖及び琵琶湖流入河川(普通河川を含む)の洪水により、将来にわたって人命被害を含む壊滅的な被害が生じる恐れのある地域を対象に、「自分で守る」・「みんなで守る」・「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

2 協議会は、会長が招集する。

3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。

4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。

6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部流域治水政策室に置き、事務局員は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課、滋賀県土木交通部流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所および会長の属する機関とするに置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年11月15日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成22年11月現在)

(市町：市町コード順)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考	
学 識 委 員	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教 授	た た の ひろかず 多々納 裕一		
	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター	教 授	ほり とちはる 堀 智晴		
行 政 委 員	近江八幡市	副市長	うえやま てつお 上山 哲夫	会長(事務局)	
	東近江市	副市長	たに かずひこ 谷 和彦		
	安土町	副町長	—		
	日野町	副町長	おかむら あきお 岡村 明雄		
	竜王町	副町長	あおきすすむ 青木 進		
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	もりやす くにひろ 守安 邦弘	(事務局)	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	かつみ まりこ 勝身 真理子		
	滋賀県 農政水産部畜産課	課 長	たてきき りょうた 館崎 良太		
	滋賀県 土木交通部河港課	課 長	とくしま ひでかず 徳島 英和	(事務局)	
	滋賀県 土木交通部流域治水政策室	室 長	にしじま てるよし 西島 照毅	(事務局)	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	あべ よしまさ 阿部 義正		
	滋賀県 東近江環境・総合事務所	副所長	わかばやし ひでかず 若林 秀一		
	滋賀県 東近江土木事務所	所 長	わかやま ゆういち 若山 雄一	(事務局)	